

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	34	府 省 庁 名 <u>国土交通省</u>	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> (都市計画税)		
要望項目名	鉄道・運輸機構が行う基盤整備事業に伴いJR貨物が取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>【固定資産税・都市計画税】 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が行う基盤整備事業に伴う交換により、JR貨物が取得した家屋又は償却資産の固定資産税等の課税標準について、旧資産価格の1/2を控除する。</p> <p>【不動産取得税】 鉄道・運輸機構が行う基盤整備事業に伴い、JR貨物が旧国鉄から承継した旧家屋に対応する家屋を取得した場合、当該旧家屋の固定資産税台帳価格分を控除する。</p> <p>・ 特例措置の内容 固定資産税・都市計画税 課税標準 旧資産価格の1/2 不動産取得税 旧家屋の固定資産課税台帳価格分を控除</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条の3第2項、地方税法施行令附則第11条の3第2項及び第3項、 地方税法施行規則附則第6条の4第2項 地方税法附則第11条第11項、地方税法施行規則附則第3条の2の15</p>		
減収見込額	<p>【固定資産税・都市計画税】（初年度）— (▲0.5) （平年度）— (▲3.7) （単位：百万円） 【不動産取得税】 （初年度）— (▲13) （平年度）— (▲10.5) （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 基盤整備事業を円滑に促進するために、鉄道・運輸機構用地の処分に伴い建物移転の必要が生じたJR貨物の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性 基盤整備事業は、鉄道・運輸機構が旧日本国有鉄道清算事業団から承継した用地を更地化してその売却を図り、年金等債務の償還に充当すると国鉄改革のスキームの一環として実施されるものであり、当該事業に伴い建物移転の必要が生じるJR貨物の負担を軽減することにより当該事業を円滑に進め、国鉄改革の完遂を図る必要がある。 本特例措置の適用が必要となる代替施設建設を伴う最後の基盤整備事業であるJR貨物梅田駅基盤整備事業については平成18年度から工事が開始され、平成23年度に吹田貨物ターミナルと百済駅に移転を完了する予定であったが、工事の進捗に伴って埋蔵文化財が発見され、この影響により工期を2年延長せざるを得ない状況となった。このため、同事業の円滑な実施を図るためには、本特例措置の延長が必要不可欠である。</p>		
本要望に対応する縮減案			
ページ		34-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基盤整備事業は、日本国有鉄道改革法などに基づき、鉄道・運輸機構が旧日本国有鉄道清算事業団から承継した用地を更地化してその売却を図り、年金等債務の償還に充当するとして国鉄改革のスキームの一環として行われるものである。</p> <p>また、当該基盤整備事業は、独立行政法人通則法第 29 条に基づく中期目標において「土地処分等の円滑な実施」として国土交通大臣により鉄道・運輸機構が達成すべき業務運営に関する目標として定められている。</p>
	政策の達成目標	J R 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	<p>【固・都】平成 26 年 1 月 1 日までの 3 年間延長</p> <p>【不取】平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間延長</p>
	同上の期間中の達成目標	J R 貨物梅田駅基盤整備事業の完了
	政策目標の達成状況	<p>基盤整備事業については、埋蔵文化財の発見により梅田駅基盤整備事業が遅れているため、当初の政策目標は達成されていない。(平成 25 年度完了予定)</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>1 法人 日本貨物鉄道株式会社</p> <p>基盤整備事業については、梅田駅基盤整備事業のみとなっていることから、想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏ったりしているものではない。</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>基盤整備事業については、これまで本特例措置等の効果により円滑に進められ、平成 25 年度完了予定の梅田駅基盤整備事業を残すのみとなっているところである。このため、本特例措置の延長によって、基盤整備事業の完了が見込まれる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>鉄道・運輸機構の行う基盤整備事業に伴い旅客会社等が取得した建物の所有権移転に係る登録免許税の特例措置（登録免許税）</p> <p>なお、本特例措置及び固定資産税等の特例措置は、いずれも J R 貨物が鉄道・運輸機構用地の処分に伴う建物移転によって課せられる税負担を軽減するための措置であり、基盤整備事業の推進のための手段として相当である。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>基盤整備事業は、梅田駅基盤整備事業を残すのみとなっており、同事業の着実な実施のためには、梅田駅にある建物を吹田貨物ターミナル及び百済駅に移転する必要があり、この円滑な実施を図るためには、本特例措置を講ずることが適切である。</p>
	ページ	34-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【固定資産税・都市計画税】 平成 18 年度 54 百万円 平成 19 年度 46 百万円 平成 20 年度 45 百万円 平成 21 年度 43 百万円 平成 22 年度 43 百万円</p> <p>【不動産取得税】 平成 21 年度 0.04 百万円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>基盤整備事業については、これまで本特例措置等の効果により円滑に進められ、梅田駅基盤整備事業を残すのみとなっており、本特例措置の延長により同事業が着実に完了することが見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>J R 貨物梅田駅基盤整備事業の推進を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>梅田駅の機能移転先である吹田地区及び百済地区において埋蔵文化財が発見され、工事工程に与える影響を再検証した結果、平成 23 年度の移転の完了の予定が 2 年延長の 25 年度に遅れることとなったため。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>【固定資産税・都市計画税】 昭和 63 年度税制改正要望提出（創設） 平成 3、5、7、9 及び 12 年度税制改正要望提出（延長） 平成 14 年度税制改正要望提出（承継法人を縮減し延長） 平成 19 年度税制改正要望提出（延長）</p> <p>【不動産取得税】 昭和 63 年度税制改正要望提出（創設） 平成 2、4、6 及び 8 年度税制改正要望提出（延長） 平成 10 年度税制改正要望提出（J R 東海・J R 貨物に限定の上、延長） 平成 12 年度税制改正要望提出 （J R 東海については平成 14 年度までの 3 年間延長、J R 貨物は一旦除外） 平成 20 年度税制改正要望提出（創設） 平成 22 年度税制改正要望提出（2 年間延長の上、廃止）</p>
<p>ページ</p>	<p>34-3</p>